

質問 4 認定作業療法士要件 5 事例の報告作成について

(該当箇所: 報告事項 1) 2023 年度事業報告 > IV 2023 年度事業に関する部署別活動報告 > 総務部 > 総務課 > Ⅲ. 部署業務活動 > 3. 会議の開催支援 > 2) 定例理事会 > p.64: 認定作業療法士制度規程細則(改定案)、p.69: 認定作業療法士制度の見直し検討の開始について)

ループリックの作成と認定審査申請時にループリックチェックの添付をご検討願いたい。

認定作業療法士制度の一般事例の登録が終了し、代替の 1 つとして 5 事例の報告があります。これは認定作業療法士が指導して作成されるものですが、指導の内容に苦慮する指導者もいることを知りました。以前の認定作業療法士は、事例報告を経ている認定者が多く、事例のなかで臨床思考をどのように記していくかを査読の間に学習した人もいたと思います。また、審査員をしていた方は指導の基準などを学んでおり、それを基に指導されているようです。今後は、簡易的な 5 事例の報告のみで認定作業療法士になった方が、指導者になることとなります。事例登録も審査員の経験もない指導者のためにループリックを作成することで、指導の質の保証が多少なりとも改善されると考えられます。ぜひともご検討願えないでしょうか。

回答

ご質問ありがとうございました。ご指摘は、「臨床実践報告書」を認定作業療法士が指導される際、規定している項目(協会 HP 掲載)を参照するだけでは、苦慮する場合もあるというものと思います。

ご意見を頂きましたように、学修到達度評価の一つの方法としてループリック評価があります。このような形成的評価を用いることで、「臨床実践報告書」の達成度を可視化できる可能性があります。その結果、事例報告者、指導する認定作業療法士、審査員の共通した指導基準に繋がると考えます。

今後、いただいたご意見を踏まえまして、ループリックもしくはそれに準ずる内容を検討することに取組んでいきたいと考えています。

(協会 HP より)

- ・ 匿名性は守られているか。
- ・ 文字数は守られているか。
- ・ 作業療法の過程が適切か。
- ・ 評価に基づき合意した目標に対して、経過、結果、考察は適切かつ論理的か。
- ・ 内容が伝わりやすいか。
- ・ 認定作業療法士の臨床実践報告として相応しいか。